

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（財政課）

### 一 趣旨

旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定するとともに、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定等するための改正

### 二 内容

(一) 一般旅券発給手数料の額の改定

(例) 一般旅券発給手数料（未交付失効を除く）

現行	書面申請	二千円
	オンライン申請	二千円
改正後	書面申請	二千三百円
	オンライン申請	千九百円

(二) 大麻草採取栽培者免許申請手数料の名称及び額の改定等

(例) 大麻草採取栽培者免許申請手数料

手数料名称	現行	大麻草採取栽培者免許申請手数料
	改正後	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
手数料額	現行	七千円
	改正後	二万千八百円

### 三 施行期日

二(一)については令和七年三月二十四日、二(二)については令和七年三月一日又は公布の日